

令和8年度
沖縄ライフサイエンス研究センター入居者
支援等業務委託

公 募 要 領

令和8年3月

沖 縄 県

1 目的

沖縄ライフサイエンス研究センター(以下「センター」という。)は、設置及び管理に関する条例に基づき、ライフサイエンス分野における研究開発機関相互の有機的な連携による研究開発を促進し、もって県内における科学技術の振興に資することを目的としています。

当センターに入居している企業等は、成長過程にある企業が多く、県としてはこれら企業等の育成や研究開発の実用化、事業化を支援することで本条例の目的の達成につなげたいと考えております。

2 委託業務名

沖縄ライフサイエンス研究センター入居者支援等業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月18日(木)まで

※事業終了後も、追跡調査・評価に協力頂くことを条件とします。

4 内容

本業務の内容については、「令和8年度沖縄ライフサイエンス研究センター入居者支援等業務委託仕様書」に基づくものとし、以下(1)～(3)の業務を行う。

- (1) 入居者の事業化に関する支援
- (2) 広報活動の推進とマッチング機会の提供
- (3) その他支援(自由提案)

5 予算額

令和8年度：4,950,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業となっております。

※県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないものとします。

6 応募資格

応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とします。

- (1) 沖縄県内に事業所(支店、営業所含む)を有する法人であること。
- (2) 事業化支援や人材育成等、当事業に資する実績があり、かつ、本業務の企画立案及び実施に必要な知識、経験並びに体制を有すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

<参考>地方自治法施行令第167条の4第1項(抜粋)

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (5) 国税及び県税を滞納しない者であること。
- (6) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ①法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - ②役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 提出書類の受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 地方自治法、地方財政法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (9) 委託契約終了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。
- (10) 共同企業体による応募の要件は、以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体の場合は、共同企業体の中に代表構成員を置くものとする。
 - イ 代表構成員は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とする。
 - ウ 代表構成員は以下の要件を満たす事を必須とする。
 - ①当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

- ②当該委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③当該委託業務契約後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任をもって対応することができること。
 - エ 共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の代表構成員が応募を行なうこと。
 - オ 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表構成員、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、契約不適合責任、協議事項等が記載されていること。
 - カ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(3)～(9), (11)～(13)の要件を満たすこと。
 - キ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(1), (2)の要件を満たすこと。
- (11) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (12) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (13) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法令を遵守していること。

7 応募方法

(1) 提出書類

公募要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送にてご提出ください。

	提出物	様式
①	応募申請書	様式1号
②	企画提案書	様式2号
③	事業計画書	様式3号
④	積算書	様式4号
⑤	運営管理体制書	様式5号
⑥	実績書	様式6号
⑦	法人概要	様式7号
⑧	誓約書	様式8号
⑨	社会保険に加入義務がないことについての申出書 ※該当する場合のみ	様式8-2号
⑩	提案書受理票	様式9号
⑪	共同企業体協定書 ※共同企業体の場合のみ	任意様式 ※記入例参照
⑫	その他添付書類 ・定款又は寄附行為	任意様式

	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の決算報告書又はこれに類する書類 ・応募者の概要がわかるもの（会社案内等） 	
--	--	--

(2) 提出部数

提出物①～⑦：各8部（正本1部及び副本（写し）7部）

提出物⑧～⑫：各1部

(3) 提出期限

令和8年4月7日（火）17時必着（郵送含む）

(4) 提出先

沖縄県 企画部 科学技術振興課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号7階

※持参の場合は、土・日を除く9時から17時の間に提出してください。

※企画提案は、1事業者1件とします。

※用紙の大きさは原則として日本産業企画A4に統一してください。

※上記(1)の各書類を番号順に並べてページを振り、ファイリングやホッチキス留めはせず、ゼムクリップやクリアファイル等で仮留めし、持参又は郵送により提出してください（電子メール及びFAXによる提出は受け付けません）。

※郵送の場合は、封筒に「沖縄ライフサイエンス研究センター入居者支援等業務委託に係る提案書在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（特定記録、簡易書留等）で送付下さい。

(5) 不受理及び無効に関する事項

①書類提出に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。

②応募資格を有しない者の提案、又は事実と異なる内容の提案など、不備がある提案書は受理できません。

③提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。この場合、書類を返却いたします。

8 企画選定

(1) 選考方法

県が設置する企画選定委員会において、書類及びプレゼンテーションに基づき採択可否を審査します。4者以上から応募があった場合、書類審査により上位3者を選定した上で、プレゼンテーションの実施を依頼いたします。（※開催日時等については、後日連絡いたします）

審査は非公開で実施することとし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じません。

審査後、応募のあった全ての提案者（共同企業体の場合は代表構成員）に対し、採用又は不採用の結果を通知します。その際、採択条件として提案内容、実施体制、積

算等の見直しをお願いする場合があります。

(2) 審査基準

審査は主に次の項目について行われます。

- ①事業の目的と企画提案のコンセプトが合致していること。
- ②実施の方法・内容等が優れており、かつ、実現可能であること。
- ③事業実施における経済性が優れていること。
- ④事業化等支援実績を有し、事業実施に必要な体制が整っていること。
- ⑤県の科学技術振興及び産業振興に対する波及効果を有すること。

(3) スケジュール (予定)

3月5日(木)	-----	公募開始
3月5日(木)～3月19日(木)	-----	質問受付期間
4月7日(火)	-----	公募締切
4月下旬(予定)	-----	企画選定委員会
4月下旬(予定)	-----	委託先内定
5月上旬(予定)	-----	契約

9 契約

(1) 契約の締結

企画選定第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。ただし、採択条件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあります。

県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがあります。

(2) 契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。

(3) 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

<参考>契約保証金について(沖縄県財務規則第101条 抜粋)

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、
契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 対象経費

(1) 経費の区分

経費項目	内 容
I 直接労務費	事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費
II 直接経費 (その他経費)	
1 消耗品費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
2 旅費	事業従事者に対する事業実施に必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）
3 謝金	事業を行うために必要な謝金（セミナーを開催するために講師を招聘するための謝金等）
4 会議費	委託業務の遂行に必要な会議、マッチングイベントへの出展料、セミナー等開催に要する経費
5 印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
6 その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代等）
III 一般管理費	事業実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「I 直接労務費」+「II 直接経費（請負契約を除く。）」の合計額の10%を上限とします。
IV 委託費	受託者が直接実施できない内容の請負外注に係る経費
V 消費税及び地方消費税	上記 I～IVの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上してください

(2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定しますので、あらかじめ御了承下さい。

(3) 経費処理について

別添の「沖縄ライフサイエンス研究センター入居者支援等業務委託 経理処理手引き」により、節減に努めつつ、効率的に業務を実施し、適正に経理処理を行う必要があります。

(4) その他

①経費算定の対象は、原則として委託期間中に委託業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。

②委託事業の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出いただき、原則、委託金額の確定後に精算払いとなります。

1.1 留意事項

(1) 秘密の保持について、提案書は本事業の受託者選定のためにのみ用いることとし、厳重に管理いたします。取得した情報については、提案内容の審査のために利用しますが、特定の個人を識別しない状態で統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。

(2) 受託者は、委託業務の管理、成果物の取扱い等、業務の全てに責任を持つこととします。

(3) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがあります。

(4) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合があります。あらかじめ御了承下さい。

1.2 問い合わせ

本公募内容に関する質問等に関しては、令和8年3月5日(木) から令和8年3月19日(木) に限り、下記宛てにEメールにて(日本語のみ) 受け付けます。

お問い合わせの際は、件名を「【質問】沖縄ライフサイエンス研究センター入居者支援等業務委託」としてください。

回答は沖縄県HPに掲載いたします。

【宛先】

沖縄県企画部科学技術振興課

イノベーション創出支援班

TEL : 098-866-2560

Email : aa012100 アットマーク pref.okinawa.lg.jp